

# Hasu Net

令和7年5月21日  
第192号  
蓮田市学校事務共同実施協議会  
担当：蓮田北小学校・蓮田南中学校



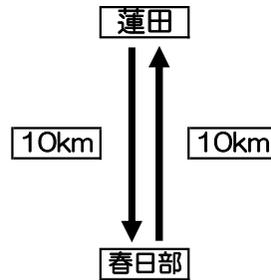
## 発行日現在の本校配当予算執行状況

消耗品費残額	円
支出率	%
<b>コピー使用状況</b>	
令和7年 3月	枚 円
令和6年 3月	枚 円

## 旅費制度が改正されました

- 1 自家用自動車及び原付等の車賃額の改定  
自動車 18円/km → 23円/km  
原付等 9円/km → 23円/km

自家用自動車等での車賃の計算は、市区町村間距離に15kmを加え、そこに定額(18円)をかけて算出していました。改正後は定額が18円→23円になるので、下記のような計算で車賃を算出します。



例 学校(蓮田)から春日部へ往復の出張  
(10km + 10km + 15km) × **23円** = 805円



※出発地の存する市町村内を旅行する場合の車賃額は以下のようになります。  
4km以内 220円 → 280円 4km超 360円 → 460円

## 2 日当の内容変更

宿泊料の定額に含まれていた「朝・夕食代及び宿泊に伴う諸雑費」を新たに日当として支給。昼食代の廃止。

旅行内容	支給額
行程200km以上の県外旅行中に午後12時に至る日	3,600円/日
行程200km以上の県外旅行(上記に該当する日を除く)	1,200円/日
県内旅行又は行程200km未満の県外旅行中に午後12時に至る日	2,400円/日

例 行程200km以上の県外旅行(2泊3日)

午後12時		午後12時
1日目	2日目	3日目
3,600円	3,600円	1,200円

※宿泊料に朝食代及び夕食代が含まれている場合は、朝夕食代は除いて宿泊料を支給します。ただし、その相当額が不明である場合は、宿泊料をそのまま支給し、日当の方を調整します。

- ・朝食または夕食どちらかが含まれる場合 800円日当減額
- ・朝食及び夕食が含まれる場合 1,600円日当減額

## 服務規程が改正されました

休暇の取得等の手続きを電子化し、勤怠状況を一元的に管理できるようにするため、服務規程が一部改正され、勤務管理システム(C4th)で休暇等の申請を行うこととなりました。各休暇の申請方法は次のとおりです。

- ①年次休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間  
⇒ C4thで申請
- ②職専免  
⇒ C4thで申請  
職専免(蓮田市教育委員会が定めるもの)  
⇒ C4th及び紙様式で申請
- ③病欠休暇  
⇒ C4th及び紙様式で申請

令和4年度から出勤簿が廃止されて出勤時刻を記録するようになったよ。今度は休暇等の手続きが電子化されるんだね。詳細は各校に配布されているマニュアルを確認してね。

※①～③のいずれも取得要件等を確認する書類は紙で提出が必要。 (年次休暇を除く)

※特別休暇のうち、産休・妊娠障害休は紙様式での申請も必要。

なお、取扱いの変更に伴う経過的な措置として、従前の紙様式での取扱いも認められています。そのため、各学校の状況により市内でも学校間で取扱いが異なる状況です。各校の運用方法に従い、適切な事務にご協力をお願いします。



## 育児休業・育児時短勤務に係る給付の充実について

従来の育児休業手当金に加え、新たに育児休業支援手当金、及び育児時短勤務手当金が創設されました。概要は以下のとおりです。

### 【育児休業支援手当金】

組合員及びその配偶者の方が、対象期間内に育児休業を取得した場合、最大28日間、標準報酬の日額の13%が支給されます。

### 【育児時短勤務手当金】

2歳未満の子を養育するために育児時短勤務をする組合員が一定の要件を満たす場合、支給対象月に支払われた報酬の額のうち、最大で10%の額が支給され